

静岡県漁業協同組合連合会

1023 静岡市追手町 9-18
14.12.13 ☎ 054-254-6011
編集・発行 = 指導部漁政課

1. 養鰻研修会を開催

- 県養鰻協会 -

県養鰻協会は、去る12月4日焼津市の県水産試験場において養鰻業に関する知識の向上を図り、県内養鰻業者・養鰻漁業協同組合の経営維持安定と本県養鰻業の振興発展に資するため、平成14年度養鰻研修会を漁業者並びに漁協職員約60名が参加し開催致しました。

研修会は、曾根啓弍会長(丸榛吉田うなぎ漁協長)のあいさつが行われたあと、研修に入り「ウナギ種苗生産への挑戦」と題して県水産試験場浜名湖分場技師 飯沼紀雄氏より講演が行われ、次に「新」A S法にかかる水産加工品の表示について」と題し農林水産消費技術センター横浜センター主任調査官 畑中保氏より講演が行われました。

午後からは「養殖ニホンウナギに発生するウイルス性血管内皮壊死症(鰓うっ血症)に関する知見」について東海大学海洋学部 教授小野伸一氏より講演が行われました。

なお、鰓病の約50%はこのウイルスによるものと考えられ、病原が特定されたことからワクチンの開発が早く進むものと予想されます。

2. 産業フェアしずおか2002開催される 本会及び県養鰻協会出店

静岡産業振興協会主催により、毎年開催されている「産業フェアしずおか2002」が今年は来年4月の静岡・清水両市の合併を記念し、去る12月7～8日の2日間静岡市内ツインメッセ静岡で静岡、清水の市民約10万人が来場し盛大に開催されました。

本会では、本県沼津及び網代地域で生産されるマダイ、ハマチ、マアジ等の養殖魚の魚食普及を図るため、県かん水協会と協調し、2日間で約800人の来場者にこれら養殖魚の刺し身の試食を行い、本県産の養殖魚の美味しさや安全性のPRに努めました。試食時には来場者の長蛇の列ができるほどでした。

また、県養鰻協会でも同様に出店し本県特産のウナギの魚食普及と消費拡大を図るため、ウナギの販売促進車を会場内に持込みウナギの蒲焼きの香ばしい臭いを振りまきながら来場者にアピールしていました。更に本会で取扱いしているアジの開きなどの水産加工品や環境にやさしい石鯨、シャンプーなどの生活用品の販売も行い好評を得ました。

3. 度重なる貨物船の沈没、座礁事故により各地で油汚染続く

本年8月8日、本県御前崎沖において発生した貨物船のサントラスト号の沈没事故による油流出事故に続いて、10月4日東京都伊豆大島において自動車運搬船(ファルヨーロッパ号)5万6,835トンが座礁し燃料油流出事故を起こし、更に10月5日には伊豆半島波勝沖において貨物船同士が衝突、ケミカルタンカー(英和丸)411トンの沈没事故が発生しましたが、この事故では幸い油の流出ありませんでした。

しかし、ファルヨーロッパ号のサルベージ作業の準備中の11月27日火災が発生し、油流出と火災との二重災害で伊豆大島の磯根漁業は大きな被害を受け、今後約5年以上の期間を経なければ漁場の回復が見込めない深刻な状況になっています。

また、12月1日には茨城県日立港で北朝鮮の貨物船(チルソン号)3,144トンが座礁し船体を破損、積んでいた燃料油のC重油が大量に流出し海岸の油濁汚染を起こしました。

一方、海外では11月にスペイン ガリシア沖においてプレスチジ号が沈没、大量の重油が流出し11月13日以降隣国のフランスの沿岸海域までこの油が到達し、史上最悪の事態に発展する恐れがあるとしています。

今回、本県において発生した事故は比較的小規模で漁業被害もあまりなく終わりましたが、これら一連の海難事故に起因する油流出事故から、今後の大事故へ備えるべき多くの課題が明らかになりました。

今後、油流出事故に迅速に対処できる防除体制の確保と初動マニュアルの整備、事故に備えた船主責任保険への全加入の促進、各種防除資材の適性配備など、不測の事態に備えた準備が不可欠であるといえます。

4. 中西部太平洋でもIUU漁業の防止・制止及び廃絶について決議

去る11月18日～22日まで、フィリピンのマニラ市においてMHL C(中西部太平洋マグロ条約準備委員会)が日本、韓国、中国、台湾、ニュージーランド、パラオなど南太平洋興国25カ国と地域、オブザーバーとしてEU、ロシア、エクアドル、メキシコ等が参加して開催され、IUU(違法、無報告、無規制)漁業の廃絶決議が満場一致で採択されました。

先にICCAT(大西洋マグロ類保存委員会)がホワイトリスト(正規許可船)作成勧告を採択したことに続き、中西部太平洋においても、IUU漁業廃絶に向けた国際合意ができました。併せて資源状況に関する科学者の報告に留意し、同条約水域内で漁獲努力と漁獲能力の拡大を抑制することも併せ決議されました。

決議の要旨は以下のとおりです。

全ての参加国とその他の漁業主体は資源状況に関する科学調整グループの最初の報告に留意し、条約水域内における漁獲努力と漁獲能力を拡大させないために、直ちに予防的なアプローチが適用されるよう推進する。

全ての参加国とその他の漁業主体は条約主体においてIUU IPOA(違法漁業防止国際行動計画)漁業の防止・制止及び廃絶のため国際的な義務として、そしてIUU及びその他の関連国際規制のもとに全ての適切な措置を講ずることを推進する。

全ての参加国と全ての関連国及び地域漁業機構との間でIUU漁業活動とこの決議の効果を損なわせるかもしれないその他の活動に関する情報を交換することによって協力を推進する。

この決議が広く普及するため適切な行動を取る。